

## 静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、製造業の振興及び発展を図るため、新市場若しくは販路の開拓を目的として見本市若しくは展示会（以下「展示会等」という。）を開催し、又はこれに出展するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業をいう。

2 この要綱において「製造業者」とは、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定により総務大臣が公示する分類の基準及び分類表の大分類において製造業に区分される業種を営むものをいう。

3 この要綱において「地域産業」とは、静岡市内において同一業種の中小企業が集中的に立地し、企業集団として産地を形成している業種をいう。

### (補助対象事業)

第3条 この要綱の対象となる事業は、次条に規定するものが新市場又は販路の開拓を目的として展示会等を開催し、又は静岡市外で開催される展示会等に出展する事業で、市長が認めたものとする。

### (補助対象者)

第4条 この要綱の補助の対象となるものは、中小企業である製造業者（第2条第3号に規定する地域産業を営むものに限る。）が2者以上で組織する団体で、当該団体の構成員のうち3分の2以上のものの主たる事業所（本社又は工場に限る。）が静岡市内にあるものとする。

### (補助対象経費、補助額及び補助限度額)

第5条 この補助金の補助対象経費、補助額及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、当該事業の実施に当たり、国、県又は他の地方公共団体等からこの補助金の補助対象経費を対象とした補助金を受給する場合には、当該受給する補助金相当額をこの補助金の補助対象経費の額から控除する。

### (補助回数)

第6条 同一団体に対する補助金の交付は、1会計年度において2回を限度とする。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（報告）書（様式第2号）
- (2) 収支予算（決算）書（様式第3号）
- (3) 定款、規則、会則等
- (4) 構成員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の申請書は、展示会等が開始される日の30日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

（決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容について次に掲げる内容を変更しようとするときは、速やかに静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付申請書記載事項変更承認申請書（様式第5号）及び関係書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 展示会場等の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める変更

2 交付決定者のうち、交付決定額の変更を受けたいものは、静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付変更申請書（様式第6号）及び関係書類を市長に提出し、変更決定を受けなければならない。

3 交付決定者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業廃止届出書（様式第7号）及び関係書類を市長に提出し、決定の取消しを受けなければならない。

（実績報告書）

第10条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、速やかに静岡市地域産業展示会開催等支援事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（報告）書

(2) 収支予算（決算）書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査した上で交付すべき補助金の額を確定し、静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(請求の手続)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、確定があった日から起算して20日以内に書面により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(帳簿及び関係書類の整理・保管)

第13条 交付決定者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第13条の2 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第10条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

(3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告

書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（4）市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（5条関係）

区分	補助対象経費	補助額及び補助限度額
市内で展示会等を開催する場合	(1) 会場借上料 (2) 装飾設備費 (3) 企画運営費 (4) 広告宣伝費 (5) 旅費交通費 (6) 賃金 (7) 報償費 (8) 印刷製本費 (9) 通信運搬費 (10) 保険料 (11) 手数料 (12) 賃借料	補助額 補助対象経費の1/3以内又は団体構成員のうち、静岡市内に主たる事業所（本社又は工場に限る。）を保有する構成員の数に100万円を乗じた額のいずれか低い額（ただし2,000万円を上限とする。）
市外で展示会等を開催する場合又は市外で開催される展示会等へ出展する場合	(1) 会場借上料 (2) 装飾設備費 (3) 企画運営費 (4) 広告宣伝費 (5) 旅費交通費 (6) 賃金 (7) 報償費 (8) 印刷製本費 (9) 通信運搬費 (10) 保険料 (11) 手数料 (12) 賃借料	補助額 補助対象経費の1/3以内の額（ただし100万円を上限とする。）

様式第1号（第7条関係）

静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所 在 地

名称及び代表者氏名



補助金の交付を受けたいので、静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 展示会等の名称
- 2 交付申請額
- 3 申請の内容（該当に○）
  - (1) 展示会等を静岡市内で開催
  - (2) 展示会等を静岡市外で開催
  - (3) 静岡市外で開催される展示会等に出展
- 4 展示会等の内容

様式第2号（第7条、第10条関係）

事業計画（報告）書

1 展示会等の名称 (展示場名・場所)	
2 目 的	
3 期 間	(事業期間)  (展示会等期間)
4 具体的内容	
5 その他	

様式第3号（第7条、第10条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
合 計			

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
補 助 対 象 経 費			
	小 計		
補 助 対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			



様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました静岡市地域産業展示会開催等支援事業  
については、次のとおり交付決定しましたので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の時期 年 月

3 交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 交付決定額の変更を受けたいときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行にあたっては、静岡市補助金等交付規則及び静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (5) 補助事業が完了したときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 経理は厳格を期し、収支に関する帳簿及び領収書等の関係書類を整備保管しなければならない。
- (7) 補助金の目的以外使用など、補助の目的に反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を求めることがある。

(8) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

ア 要綱第10条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

イ 要綱第10条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

(ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第5号（第9条関係）

静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付申請書記載事項変更申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地  
申請書 名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付申請の記載事項について、次のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 変更内容

3 変更理由

様式第6号（第9条関係）

静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた静岡市地域産業展示会開催等支援事業について、交付決定額の変更を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 変更申請額

様式第7号（第9条関係）

事業廃止届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた静岡市地域  
産業展示会開催等支援事業について廃止したいので、次のとおり届け出ます。

1 事業名

2 廃止理由

様式第8号（第10条関係）

静岡市地域産業展示会開催等支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

名称

代表者氏名

静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付要綱の規定による事業が完了しましたので、同要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 事業名

2 事業実績

様式第9号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市地域産業展示会開催等支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した静岡市地域産業展示会開催等  
支援事業補助金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第 10 号 (第 13 条の 2 関係)

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その主 たる事務所の所在地〕
報告者	氏名	
	電話	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市地域産業展示  
会開催等支援事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告し  
ます。

- 1 補助金の確定額 ( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)  
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3の額から2の額を差し引いた額)  
金 円